

答申第5号
平成30年1月31日

佐賀市長 秀島 敏行 様

佐賀市情報公開審査会
会長 村上 英明



佐賀市情報公開条例第15条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年10月6日付け佐市協推第181号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「平成29年度本庄公民館

講座「本庄まちおもい塾」に係る一切の公文書

- ・講座実施計画策定に係る公文書（6月号本庄公民館だより広報分）
- ・講座実施計画の変更に係る公文書（7月号本庄公民館便り広報分）
- ・本庄まちづくり協議会との協議とその記録
- ・講師選任及び講師依頼に係る公文書
- ・県補助事業申請に係る公文書」についての部分公開決定に対する審査請求事案

答 申

1 審査会の結論

審査請求人が平成29年7月10日付けで公文書公開請求を行った

「平成29年度本庄公民館講座「本庄まちおもい塾」に係る一切の公文書

- ・講座実施計画策定に係る公文書(6月号本庄公民館だより広報分)
- ・講座実施計画の変更に係る公文書(7月号本庄公民館便り広報分)
- ・本庄まちづくり協議会との協議とその記録
- ・講師選任及び講師依頼に係る公文書
- ・県補助事業申請に係る公文書」

について、佐賀市長(以下「実施機関」という。)が平成29年8月4日付け佐市協推第132号で行った部分公開決定(以下「本件決定」という。)のうち、講師の経歴に関する部分は、既に公にされていた情報であることが判明しており、何人でも知ることができる情報であるため、公開すべきであるが、その他については妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年7月10日に佐賀市情報公開条例(以下「条例」という。)第10条の規定により、実施機関に対し、以下の内容に関する公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

『平成29年度本庄公民館講座「本庄まちおもい塾」に係る一切の公文書

- ・講座実施計画策定に係る公文書(6月号本庄公民館だより広報分)
- ・講座実施計画の変更に係る公文書(7月号本庄公民館便り広報分)
- ・本庄まちづくり協議会との協議とその記録
- ・講師選任及び講師依頼に係る公文書
- ・県補助事業申請に係る公文書」

なお、本件公開請求にかかる公文書公開請求書は、平成29年7月10日に佐賀市総務部総務法制課情報公開・統計係(以下「情報公開・統計係」という。)へファックスで送付され、同日、実施機関に送付された。

- (2) 本件公開請求に対し、実施機関が特定した公文書は次のとおりである。(以下「本件公文書」という。)

- (ア) 平成29年度 本庄公民館事業計画
 - (イ) 公民館だより6月号 原稿
 - (ウ) 公民館だより7月号 原稿
 - (エ) 本庄まちづくり協議会 第9回役員会資料(平成29年3月16日開催)
 - (オ) 本庄まちづくり協議会 役員会資料(平成29年4月13日開催)
 - (カ) 本庄まちづくり協議会 平成29年度第4回役員会資料(平成29年5月23日開催)
 - (キ) 平成29年度本庄まちづくり協議会 総会資料(平成29年6月3日開催)
 - (ク) H29 本庄まちおもい塾講師依頼について 起案
 - (ケ) 佐賀県「地域のまなび合い」支援事業への申請について 起案
- (3) 実施機関は、本件公開請求に対し、平成29年8月4日付けで次のとおり理由を付して本件決定を行い、同日付けで審査請求人に対して部分公開を行った。

- ・佐賀市情報公開条例第6条第2号の規定に該当
(理由)

特定の個人が識別され、若しくは識別され得る個人に関する情報(氏名、経歴)が含まれているため。また、本庄まちづくり協議会との協議とその記録については、議事録を作成していないため。

- (4) 審査請求人は、平成29年8月22日に、本件決定を不服として、行政不服審査法の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

情報公開・統計係は、審査請求書を受け付け、記載事項を確認した後に、平成29年8月23日付けで実施機関へ送付した。

3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、意見書及び意見陳述で主張している請求の内容は概ね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分の取り消しを求める。

(2) 審査請求の理由

- ① 講座実施計画策定に係る公文書(本庄公民館だより平成29年6月号広報分)で、これに係る起案、決裁の文書が公開されていない。文書の存否が不明で、佐賀市情報公開条例第6条第2号に該当するか判断できない。

- ② 講座実施計画の変更に係る公文書（本庄公民館だより平成29年7月号広報分）で前（6月）号での広報内容が変更されたことの起案、決裁の文書が公開されていない。文書の存否が不明で、佐賀市情報公開条例第6条第2号に該当するか判断できない。
- ③ 本庄まちづくり協議会との協議とその記録については、議事録を作成していないため。として公開されていない。説明責任が果たせない。
- ④ 講師選任及び講師依頼に係る公文書について、選任規定・基準に係る文書の開示がない。選任に際し、その日時、場所、選考会議、その人数など不明瞭。

（黒塗りⅠ）で校区在住の（黒塗りⅡ）氏や（黒塗りⅢ）氏から……、から、（黒塗りⅠ）が公的な組織・機関であれば公開すべきでは、黒塗りⅡ氏と黒塗りⅢ氏は、公的な組織・機関の構成委員であれば公開すべきと思量する。

また、審査請求人は、この点に関し、意見陳述において次のとおり主張している。

黒塗りⅡ氏と黒塗りⅢ氏が個人であるならば、一個人の意見が講師選任に影響したことになり、不公正である。

- ⑤ 県補助事業申請に係る公文書について、佐賀県「地域まなび合い」支援事業への申請について、添付された（別紙1-1）の事業計画書では、予算措置が教育費としているが、教育委員会との関係が分からない。

また、審査請求人は、意見陳述において、上記主張とは別に、次のとおり主張している。

- ⑥ 本件公開請求において非公開とされた箇所のうち1箇所について、その後に行った本件公文書(ク)に対する個人情報開示請求において、開示となっているが、その経緯が不明であり信用できない。

4 実施機関の主張

実施機関が、審査会における意見聴取で主張している内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 講座の実施や変更等に関する起案、決裁の文書及び本庄まちづくり協議会との議事録が公開されていない。また、講師の選任規定・基準に係る文書の開示がないという点について

各公民館とも多くの講座を実施しており、事業の実施に際して、全ての事業で起案文を作成したり、その決定の経緯を記録するという事務処理は行っていない。また、講師の選任規定・基準を定めた文書はない。

- (2) 講師依頼についての起案内容で、非公開とされた部分が公的な組織・機関の構成委員かどうかという点について

本庄まちづくり協議会は、住民で組織し町づくりについての取り組みを行うための任意の団体である。

- (3) 県補助事業申請に係る公文書に関し、予算措置が教育費となっているが、教育委員会との関係について

事業の企画立案や予算の積算等については本庄公民館が行い、県への補助金申請手続きについては協働推進課が行っている。予算執行の権限は、事務の委任等に関する規則に基づき、教育委員会から委任されているものである。

- (4) 本件公開請求において非公開とされた箇所のうち1箇所が、その後に行った本件公文書(ク)に対する個人情報開示請求において開示されたのはどうしてかという点について

本件公開請求においては、公にされていない個人情報という判断で非公開としたが、その後受理した個人情報開示請求においては、既に公にされていた情報であることが判明したためである。

5 審査会の判断

本件公開請求の対象となっている公文書は、本庄公民館と本庄まちづくり協議会が共催して行った、平成29年度本庄公民館講座「本庄まちおもしろ塾」に係る一切の公文書である。

実施機関は、本件公開請求に対し、本件公文書について、条例第6条第2号に規定する個人情報に記載されているため、また、本庄まちづくり協議会との協議とその記録については、議事録を作成していないため、として、部分公開とした。

審査請求人が、上記3(2)で主張する内容のうち、①、②及び③は、起案文書及び議事録が公開されていないことに関するものであるが、当審査会では、それらの文書を作成すべきとする根拠規程等は確認できなかった。また、④前段は、講師の選任規定・基準を定めた文書が公開されていないことに関するものであるが、上記4「実施機関の主張」(1)にもあるとおり、そのような文書は存在しないということであった。

よって、当審査会としては、実施機関が上記4(1)で主張している内容に不合理な点は認められない。

次に、審査請求人が、上記3(2)④後段で主張する内容のうち、「黒塗りⅠが公的な組織・機関であれば公開すべき。黒塗りⅡ及び黒塗りⅢが、公的な組織・機関の構成委員であれば

公開すべきと思量する。」ということについてであるが、当該部分は、実施機関が、条例第6条第2号に規定する個人情報として非公開とした箇所である。このうち、本庄まちづくり協議会の委員の氏名及び経歴について、本庄まちづくり協議会は任意団体であるという実施機関の主張に不合理な点は認められないことから、その委員の氏名及び経歴は条例第6条第2号に規定する個人情報であると認められる。

よって、当審査会としては、実施機関が行った委員2名の氏名を非公開とした決定については妥当であると判断する。

ただし、上記3(2)⑥とも関連するが、講師の経歴に関する部分については、条例第6条第2号に規定する個人情報であるものの、既に公にされていた情報であることが判明しており、何人でも知ることができる情報であると認められるため、公開すべきである。

なお、審査請求人が上記3(2)④後段で主張する内容のうち、「黒塗りⅡ氏と黒塗りⅢ氏が個人であるならば、一個人の意見が講師選任に影響したことになり、不公正である。」ということについては、講師選任の方法に対するものであるため、これについては、当審査会の審査対象とはしない。

また、同⑥で主張する「県補助事業申請に係る公文書について佐賀県「地域まなび合い」支援事業への申請について、添付された(別紙1-1)の事業計画では、予算措置が教育費としているが、教育委員会との関係が分からない。」ということについては、公開された公文書の内容に関してのものであるため、これについても、当審査会の審査対象とはしない。

6 審査会の審査請求処理経過

平成29年10月6日(金)	諮問書の受理
平成29年10月13日(金)	実施機関からの意見聴取、第1回審議
平成29年11月22日(水)	審査請求人からの意見聴取、第2回審議
平成29年12月14日(木)	実施機関からの意見聴取、第3回審議
平成30年1月11日(木)	第4回審議
平成30年1月24日(水)	第5回審議
平成30年1月31日(水)	答申